

令和 8 年 4 月

## 品質システム文書の改正について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より、本協会品質認証業務に種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、今般、品質システム文書の改正を行いましたので、下記のとおりお知らせします。  
また、改正した品質システム文書は、下記施行日より本協会品質認証センターホームページに掲載しております。

### 記

#### 1 改正文書

- ・ 品質認証業務規則 (JWWA-H106)
- ・ 認証品品質確認規則 (JWWA-H107)
- ・ 出張旅費についての取扱要綱 (JWWA-H210)
- ・ 認証の手順書 (JWWA-H402)
- ・ 特別基準の検査方法 JWWA H 101 水道用銅管 (JWWA-H702)
- ・ 特別基準の試験方法 WSP 067 ナイロン粉体樹脂 (JWWA-H723)
- ・ 特別基準の試験方法 JWWA K 113 水道用粉末活性炭 (JWWA-H728)
- ・ 特別基準の試験方法 JWWA K 163 水道用ポリアクリルアミド (JWWA-H734) 【新設】

#### 2 施行日

2026 年 4 月 1 日 (水)

#### 3 改正箇所

別添の「品質システム文書の主な改正箇所」をご参照ください。

#### 4 改正文書の掲載箇所

品質認証センターホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/center>)

※ホームページ上部のタグ「認証の規則類」からメニューより、表内の各文書を選択してください。

担当：品質認証センター認証課

TEL：03-3264-2711

E-mail:ninshou@jwwa.or.jp

## 2025年度品質システム文書の改正 主な改正箇所

文書番号	文書名	改正内容
JWWA-H106	品質認証業務規則	(p.42/56)「附属書 5 特別基準(資機材等及び薬品等の種類及び符号)」に水道用ポリアクリルアミドを追加
JWWA-H107	認証品品質確認規則	(p.30/41)「附属書 3 給水用具等の特別基準 抜取検査方式」について、特別基準の検査方法と認証品品質確認規則の整合を図る修正
JWWA-H210	出張旅費についての取扱い要綱	(p.3,4/4)本協会旅費規程の改正に対応する形で、下記の内容を要綱条文に反映。詳細は別紙新旧対照表を参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊費は、定額支給から上限付き実費支給</li> <li>・ 交通費は、繁忙期・通常期・閑散期を反映した金額</li> <li>・ 用語を本協会旅費に関する規程に統一</li> </ul>
JWWA-H402	認証の手順書	(p.44～50/50)「附属書 1 給水用具等の認証要件」は、昨年度、「給水用具等の認証要件(JWWA-H733)」として本文書から独立させたため、本文書の附属書としては削除
JWWA-H702	特別基準の検査方法 JWWA H 101 水道用銅管	(p.全/13)JWWA H 101規格に合わせて改正。また、引張強さの数値についてJIS規格の数値と整合を図る修正
JWWA-H723	特別基準の試験方法 WSP 067 ナイロン粉体樹脂	(p.全/9)WSP067規格に合わせて修正。 附属書 1 ⇒ 附属書 A
JWWA-H728	特別基準の試験方法 JWWA K 113 水道用粉末活性炭	(p.13/17)JWWA K 113規格に合わせて修正。塩化物イオン濃度の算出について誤記を修正
JWWA-H734	特別基準の試験方法 JWWA K 163 水道用ポリアクリルアミド	<b>【新設】</b> JWWA K 163規格に合わせて制定。なお、アクリルアミド含有量の試験方法に C 法があるが、水道用薬品の試験方法ガイドラインを参照しており、最終的な算出方法が明記されていないため、特別基準の試験方法には記載せず